第百十九条の十五第一項中「同項に規定する評価益又は評価損」を「金額」に改め、「（分割型分割により分割承継法人に同条第一項第一号に規定する売買目的有価証券（以下この条において「売買目的有価証券」という。）を移転する場合におけるその売買目的有価証券に係る金額を除く。）」を削り、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を削り、同条第三項中「（分割型分割により分割承継法人に移転するものを除く。）」を削り、「その評価益」を「第一項の規定により損金の額に算入される金額」に、「その評価損」を「同項の規定により益金の額に算入される金額」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　内国法人が適格合併若しくは適格現物分配又は適格分割等により移転を受けた売買目的有価証券で、当該適格合併若しくは適格現物分配に係る被合併法人若しくは現物分配法人が法第六十一条の三第二項の規定により同項に規定する評価益若しくは評価損を最後事業年度若しくは当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日の属する事業年度の益金の額若しくは損金の額に算入したもの又は当該適格分割等に係る分割法人等が同条第三項の規定により同項に規定する評価益若しくは評価損に相当する金額を当該適格分割等の日の属する事業年度の益金の額若しくは損金の額に算入したもののその移転を受けた時における帳簿価額は、その売買目的有価証券につき当該被合併法人若しくは現物分配法人において同条第二項の規定を適用した後の当該最後事業年度終了の時若しくは当該残余財産の確定の時の帳簿価額若しくは当該分割法人等における当該適格分割等の直前の帳簿価額から第三項の規定により損金の額に算入される金額に相当する金額を減算し、又はこれらの帳簿価額に同項の規定により益金の額に算入される金額に相当する金額を加算した金額とする。

第百十九条の十五第二項中「又は適格分割型分割（以下この項及び第四項において「適格合併等」という。）を「若しくは適格現物分配（残余財産の全部の分配に限る。以下この項及び第五項において同じ。）又は適格分割等」に、「適格合併に」を「適格合併に」に改め、「又は分割法人（第四項において「被合併法人等」という。）」を削り、「第四項において同じ。）」を「第五項において同じ。）若しくは当該適格現物分配に係る現物分配法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度又は当該適格分割等に係る分割法人、現物出資法人若しくは現物分配法人（第五項において「分割法人等」という。）の当該適格分割等の日の属する事業年度」に改め、「第六十一条の三第二項」の下に「又は第三項」を加え、「同項に規定する評価益又は評価損」を「金額」に、「適格合併等の」を「適格合併の日の属する事業年度若しくは当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度又は当該適格分割等の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　内国法人が法第六十一条の三第三項の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する適格分割等（以下この条において「適格分割等」という。）により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に移転する売買目的有価証券（法第六十一条の三第一項第一号に規定する売買目的有価証券をいう。以下この条において同じ。）の当該適格分割等の直前の帳簿価額は、当該売買目的有価証券につき法第六十一条の三第三項の規定により同項に規定する評価益又は評価損に相当する金額を計算する場合の同条第二項の時価評価金額とする。

第百十九条の十六第一項中「同項に規定する利益の額又は損失の額」を「金額」に改め、「（分割型分割により分割承継法人に空売り等（同項に規定する有価証券の空売り、信用取引、発行日取引又は有価証券の引受けに係る契約をいう。以下この条において同じ。）を移転する場合におけるその空売り等に係る金額を除く。）」を削り、同条第二項中「適格分割型分割（以下この項において「適格合併等」という。）により空売り等」を「適格分割等（法第六十一条の四第二項に規定する適格分割等をいう。以下この項において同じ。）により同条第二項に規定する空売り等（以下この項において「空売り等」という。）に係る契約」に、「適格合併等に」を「適格合併に」に改め、「又は分割法人」を削り、「分割前事業年度」を「当該適格分割等に係る分割法人若しくは現物出資法人の当該適格分割等の日の属する事業年度」に、「につき法第六十一条の四第一項」を「に係る契約につき法第六十一条の四第一項又は第二項」に、「同項に規定する利益の額又は損失の額」を「金額」に、「適格合併等の」を「適格合併又は適格分割等の」に改める。

第百二十条第一項中「同項に規定する利益の額又は損失の額」を「金額」に改め、「（分割型分割により分割承継法人に未決済デリバティブ取引（同項に規定する未決済デリバティブ取引に係る契約をいう。以下この条において同じ。）を移転する場合におけるその未決済デリバティブ取引に係る金額を除く。）」を削り、同条第二項中「又は適格分割型分割（以下この項において「適格合併等」という。）により未決済デリバティブ取引」を「若しくは適格現物分配（残余財産の全部の分配に限る。）又は適格分割等（法第六十一条の五第二項に規定する適格分割等をいう。以下この項において同じ。）により同条第一項に規定するデリバティブ取引（同項に規定する為替予約取引等を除く。以下この項において「デリバティブ取引」という。）に係る契約」に、「適格合併等に」を「適格合併に」に改め、「又は分割法人」を削り、「又は分割前事業年度」を「若しくは当該適格現物分配に係る現物分配法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度又は当該適格分割等に係る分割法人、現物出資法人若しくは現物分配法人の当該適格分割等の日の属する事業年度」に、「未決済デリバティブ取引につき法第六十一条の五第一項」を「デリバティブ取引に係る契約につき法第六十一条の五第一項又は第二項」に、「同項に規定する利益の額又は損失の額」を「金額」に、「適格合併等の」を「適格合併の日の属する事業年度若しくは当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度又は当該適格分割等の」に改める。

第百二十一条第一項中「（第百二十一条の五」を「（以下第百二十一条の五」に、「第六十一条の六第二項」を「第六十一条の六第四項」に改め、「事業年度終了の時」の下に「（同条第二項の場合には、同項に規定する適格分割等の直前の時）」を加え、「同項第一号」を「同条第一項第一号」に、「第百二十一条の三」を「以下第百二十一条の三」に改め、同条第三項中「同項に規定するデリバティブ取引等」を「、デリバティブ取引等」に、「を当該」を「に係る契約を当該」に、「適格組織再編成」を「適格合併等」に改める。

第百二十一条の二中「同項に規定するデリバティブ取引等」を「、デリバティブ取引等」に、「適格組織再編成」を「適格合併等」に改める。

第百二十一条の三第三項中「同項に規定するデリバティブ取引等」を「、デリバティブ取引等」に改め、「場合」の下に「（次項において「ヘッジの引継ぎをした場合」という。）」を加え、「を当該」を「に係る契約を当該」に、「移転した同項」を「移転した同条第三項」に、「適格組織再編成」を「適格合併等」に改め、同条第四項中「第六十一条の六第一項」の下に「又は第二項」を加え、「前項に規定する場合」を「ヘッジの引継ぎをした場合」に、「が同項」を「が前項」に、「適格組織再編成」を「適格合併等」に改める。

第百二十一条の四第一項中「若しくは適格現物出資」を「又は適格現物出資」に改め、「又は適格事後設立に係る被事後設立法人」を削り、「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に改める。

第百二十一条の五第一項中「政令で定めるところにより計算した金額」を「有効決済損益額」に、「適格組織再編成」を「適格合併等」に改め、「同条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項第一号」を「同条第一項第一号」に、「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に改め、「又は適格分割型分割に該当しない分割型分割」及び「又は当該分割型分割」を削り、同条第二項中「同項に規定する差額」を「金額」に、「分割型分割により分割承継法人」を「適格分割又は適格現物出資により分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同条第三項中「内国法人が」を「内国法人が、」に、「適格分割型分割（以下この項において「適格合併等」という。）により法第六十一条の六第三項に規定する」を「適格分割等（法第六十一条の六第二項に規定する適格分割等をいう。以下この項において同じ。）により」に、「の移転」を「に係る契約の移転」に、「同項の規定により」を「同条第三項の規定により、」に、「適格合併等に」を「適格合併に」に改め、「又は分割法人」を削り、「分割前事業年度」を「当該適格分割等に係る分割法人若しくは現物出資法人の当該適格分割等の日の属する事業年度」に、「同項に規定する差額」を「金額」に、「適格合併等の」を「適格合併又は適格分割等の」に改める。